

スポーツ指導者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 地域へスポーツ指導者の派遣を行うことにより、スポーツ実践の場を創出し、運動習慣の促進や生活習慣病予防につなげるとともに、市民の健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この名称を、「スポーツ指導者派遣事業」と称する。

(事務局)

第3条 この事務局を、公益財団法人金沢市スポーツ事業団に置く。

(指導者)

第4条 指導者とは、公益財団法人金沢市スポーツ事業団職員及び事務局が適当と認めた者をいう。

(指導者の責務)

第5条 指導者は、事務局の指導要請に基づき実践活動の指導又は体力測定を行うものとする。

(指導者の派遣料)

第6条 別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(指導対象)

第7条 指導対象とする団体等は、原則として本市に居住する市民で構成する団体とし、次に掲げる事項に該当するものはこれを除くものとする。

- (1) 学校体育及び部活動の指導に係るもの
- (2) 団体（企業）等の正規の部活動の指導に係るもの
- (3) 参加人数が4名未満の指導に係るもの
- (4) 午前9時以前及び午後9時以降の派遣及び測定に係るもの

(派遣申請)

第8条 派遣申請を行う団体等は、スポーツ指導者派遣申請書（様式1又は様式2）により、実施日14日前までに事務局に提出しその承認を受けるものとする。

(施設の確保)

第9条 前条の団体等は、それに必要な施設の確保に努めなければならない。

(指導時間)

第10条 指導の時間は4時間を超えない範囲で行うものとする。

(傷害等の責任)

第11条 団体等は、その活動中における傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとし、事務局はその責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1

スポーツ指導者 派遣料

派遣時間(拘束時間含む)	参加者数	
	4人～50人	51人～100人
1時間以内	4,340円	6,950円
1時間30分以内	6,510円	10,420円
2時間以内	8,690円	13,910円
2時間30分以内	10,860円	17,380円
3時間以内	13,040円	20,860円
3時間30分以内	15,210円	24,340円
4時間以内	17,390円	27,820円
平日夜間(17時30分以降) 及び土日祝日の場合	上記料金の35%増額(10円未満は切り捨て)	

※派遣料振込に係る手数料等は原則団体等が負担するものとする。

別表第2

出張体力測定 派遣料

測定員(2名)派遣料	
1時間以内	4,340円
1時間30分以内	6,510円
2時間以内	8,690円
2時間30分以内	10,860円
3時間以内	13,040円
3時間30分以内	15,210円
4時間以内	17,390円
平日夜間(17時30分以降) 及び土日祝日の場合	上記料金の35%増額 (10円未満は切り捨て)

結果レポート	ひとり
なし	無料
あり	100円

交通費	1回
金沢市内	無料
金沢市外 (近郊の市町村)	1,120円

※派遣料振込に係る手数料等は原則団体等が負担するものとする。